# 法人土地・建物基本調査規則 （平成十年総理府令第三十二号）

#### 第一条（趣旨）

統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である法人土地・建物基本統計を作成するための調査（以下「法人土地・建物基本調査」という。）の実施に関しては、この省令の定めるところによる。

#### 第二条（調査の目的）

法人土地・建物基本調査は、法人（国及び地方公共団体以外の法人のうち、本邦に本所、本社又は本店を有するものをいう。以下同じ。）が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却の状況を明らかにし、全国及び地域別の土地及び建物に関する基礎資料を得ることを目的とする。

#### 第三条（定義）

この省令において「会社」とは、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び相互会社をいう。

##### ２

この省令において「農地・林地」とは、耕作（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十三条第一項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地及び採草放牧地並びに用材、薪炭材、竹材その他の林産物の生産を行う木竹を集団的に生育させるために供される土地をいう。

##### ３

この省令において「宅地など」とは、農地・林地以外の土地をいう。

#### 第四条（調査日）

法人土地・建物基本調査は、国土交通大臣が告示で定める年及び期日現在によって行う。

#### 第五条（統計法施行令別表第二の九の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人）

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）別表第二の九の項の下欄第二号の国土交通省令で定める会社以外の法人は、都道府県知事が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定した法人（以下「都道府県調査法人」という。）とする。

#### 第六条（調査の対象）

法人土地・建物基本調査は、次に掲げる法人について行う。

* 一  
  会社及び会社以外の法人のうち国土交通大臣が調査すべきものとして国土交通大臣の定める方法により選定したもの（以下「国土交通省調査法人」という。）
* 二  
  都道府県調査法人

#### 第七条（調査事項等）

法人土地・建物基本調査は、調査票により、国土交通省調査法人のうち資本金、出資金又は基金の額が一億円以上の会社にあっては次の各号に掲げる事項を、当該会社以外の国土交通省調査法人及び都道府県調査法人にあっては第一号から第五号までに掲げる事項を調査する。

* 一  
  法人に関する事項
* 二  
  所有する土地及び建物の有無に関する事項
* 三  
  所有する土地に関する事項
* 四  
  所有する建物に関する事項
* 五  
  電気業における送配電施設用地、変電施設用地若しくは発電所用地、ガス業におけるガス供給施設用地、固定電気通信業及び移動電気通信業における通信施設用地、放送業における放送施設用地（送信所又は中継所の用に供される土地に限る。）、鉄道業における停車場用地、鉄軌道等用地若しくは鉄道林用地、道路用地（未供用のものを含む。）又は水路用地を有する会社にあっては、当該用地に関する事項
* 六  
  購入及び売却をした土地（合併による取得その他の事由により面積又は帳簿価額が増減した土地を含む。次号において同じ。）の有無に関する事項
* 七  
  購入及び売却をした土地に関する事項

##### ２

前項の調査票の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

* 一  
  前項第一号から第四号までに係るもの別記様式第一及び別記様式第二
* 二  
  前項第五号に係るもの別記様式第三及び別記様式第四
* 三  
  前項第六号及び第七号に係るもの別記様式第五及び別記様式第六

#### 第八条（調査の方法及び期間）

法人土地・建物基本調査は、国土交通大臣が調査票を調査の対象法人（以下「調査法人」という。）ごとに送付し、国土交通省調査法人については国土交通大臣が、都道府県調査法人については都道府県知事が回収することにより行う。

##### ２

前項の規定による送付及び回収は、国土交通大臣が告示で定める期間に行うものとする。

#### 第九条（報告の義務及び方法）

法人土地・建物基本調査に当たっては、第七条第一項各号に掲げる事項について、調査法人の代表者が報告しなければならない。

##### ２

調査法人の代表者が不在その他の事由により報告を行うことができないときは、当該調査法人の代表者に代わる者が、当該調査法人の代表者に代わって当該報告を行うものとする。

##### ３

前二項の報告は、調査票に必要事項を記入し、当該調査票を国土交通省調査法人については国土交通大臣に、都道府県調査法人については都道府県知事に提出することにより行うものとする。  
ただし、第七条第一項各号に掲げる事項を明確に判別できるように記録する場合には、調査票に代えて、磁気テープ、フレキシブルディスクその他の電磁的記録媒体又は電子計算機を用いて出力した書面により提出することができる。

#### 第十条（電子情報処理組織を使用する方法により行う報告の特例）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により、前条第一項又は第二項の規定による報告を同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、当該電子情報処理組織を使用して行う報告は、前条第三項の規定にかかわらず、国土交通大臣に対して行うものとする。

#### 第十一条（調査票等の審査等）

国土交通大臣及び都道府県知事は、第九条第三項の規定により提出された調査票等を整理審査しなければならない。

##### ２

都道府県知事は、前項の規定により整理審査した調査票等を国土交通大臣が告示で定める期限までに国土交通大臣に提出しなければならない。

#### 第十二条（結果の公表等）

国土交通大臣は、調査票等の確認及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

#### 第十三条（調査票等の保存）

国土交通大臣は、調査票等を二年間、調査票等を収録した電磁的記録媒体及び結果原表又は結果原表が転写若しくは記録されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録媒体を永年保存するものとする。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成一二年三月三〇日総理府令第三五号）

この府令は、平成十二年四月一日から施行する。

# 附則（平成一二年八月一四日総理府令第一〇三号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六六号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二〇年七月三日国土交通省令第五七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成二一年三月三〇日国土交通省令第一五号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

# 附則（平成二五年二月二七日国土交通省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

# 附則（平成三〇年三月三〇日国土交通省令第一四号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

# 附則（平成三〇年一一月一五日国土交通省令第八四号）

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月十六日）から施行する。

# 附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四五号）

##### １

この省令は、公布の日から施行する。  
ただし、第一条中港湾調査規則別表の改正規定は、令和二年一月一日から施行する。

# 附則（令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

# 附則（令和二年三月三一日国土交通省令第二一号）

この省令は、統計法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。